

展示会・販路開拓支援補助金 実施要領

八日市商工会議所

1) 目的

物価高騰での収益圧迫により、中小企業は新たな販路開拓活動に二の足を踏んでいる。特に、比較的成本のかかる県外への販路開拓（展示会等）に関しては、コロナ禍での行動抑制の影響もあって、何年も活動できていないという事業者が少なくない。

当事業は、そういったコロナ禍での行動変容や物価高騰により、県外への販路開拓が必要なのに出来ていない事業者を支援することを目的としている。

2) 事業実施期間

令和6年7月1日（月）から令和7年1月31日（金）

※この期間内に下記「事業の流れ（①～⑤）」を完了してください。

※順次、受付と交付決定を行い、予算額に達し次第受付終了します。

※支援件数は4件程度を予定

3) 支援対象事業者

八日市商工会議所の会員である者

4) 補助対象経費

販路開拓を目的とした展示会への出展に係る、出展料（小間代）及びその他経費を補助する。その他経費とは、展示台、展示棚、備品リース、照明、内装工事代等、展示会開催事務局からの請求に基づき支払われたものを対象とする。交通費、宿泊費、人件費は対象外とする。

また、物産展など即売を主目的としたものへの出展は対象外とする。

5) 補助率・補助上限

補助率は10分の10。補助上限額は30万円とする（消費税込み）。ただし、千円未満は切り捨てとします。

※補助回数は1事業者ごとに1回を限度とする。

6) 事業の流れ

① 当所へ補助金申請（会員）

② 補助金交付決定（当所）

申請書類および事前ヒアリングの内容をもとに交付決定を判断します。

③ 展示会出展の申込・支払い（会員）

「①当所への補助金申請」や「②補助金交付決定」より以前に、「③展示会出展の申込・支払い」をされた場合も対象とします

④ 展示会出展（会員）

展示会出展の日は、「②補助金交付決定」の以後でなければいけません。

展示会出展の日の二週間前には補助金申請してください。

当日、出展風景の写真撮影をお願いします。

⑤ 当所へ実施報告（会員）

⑥ 補助金振込（当所）

7) 当所への補助金申請の方法（出展前）

「展示会・販路開拓支援補助金 申請書」（様式1）とともに、「会社概要」、「展示会の開催要項・チラシ等」を添付し、当所に提出。

申請書類一式提出後、事前ヒアリングを行い、その内容をもとに交付決定を行います。

8) 当所への実施報告の方法（出展後）

「展示会・販路開拓支援補助金 事業実施報告書（兼請求書）」（様式2）とともに、展示会へ出展された「写真」、出展に係った経費の「請求書」及び「領収書（又は振込受付書）」の写しを添付し、当所へ提出。

その後、提出いただいた報告書一式をもとに最終確認を行い、事業者指定金融機関口座へ補助金を振込。

また、当補助金を利用された方は、次年度以降の効果測定（売上等の聴き取り）にご協力ください

9) 申し込み・問い合わせ先

八日市商工会議所「展示会・販路開拓支援補助金」 担当：田附

〒527-0012 東近江市八日市本町1-6 TEL 0748-22-0186